

## 令和2年度認定実技審査の実施について

2020年度は、COVID-19感染拡大により柔道整復師養成施設での授業・実習の一部が実施困難な状況があり、各養成施設は文部科学省・厚生労働省から発出される通知に従い、遠隔授業や実習の振り替え等を行っています。

認定実技審査は、柔道整復師養成施設指導ガイドライン（医政発 0331 第52号）6生徒に関する事項（7）で「卒業の判定に当たり、公益財団法人柔道整復研修試験財団が実施する認定実技審査などにより実技能力の審査が適正に行われており、また、その審査結果が記録・保存されていること。」と規定され、本審査を受審することが養成施設の卒業要件となっており、柔道整復師国家試験の受験資格にも関係しています。

公益財団法人柔道整復研修試験財団は、この国家試験受験資格に関わる認定実技審査を令和2年度も実施いたします。受審生徒、受審に関わる養成施設の教職員の感染防御と安全を守るために、認定実技審査の課題、方法を一部変更いたします。現在その詳細を検討しており、8月中旬には各養成施設にお知らせいたします。

令和2年8月1日  
（公財）柔道整復研修試験財団  
代表理事 福島 統